

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区内1番1号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課】2
- 徴収事務の委託【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】3
- 徴収事務の委託【産業経済局未来産業推進部スタートアップ推進課】4
- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局長寿推進部介護保険課】5
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】6

◇ 上下水道局

- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局広域・海外事業部広域事業課】7

北九州市告示第 2 2 7 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立第 1 緑地保育センター及び北九州市立第 2 緑地保育センターの親子宿泊事業における使用料の徴収に関する事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 8 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市障害者スポーツセンターの使用料の徴収に関する事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体 代表者 社会福祉法人北九州市福祉事業団	北九州市八幡東区中央二丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 2 9 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州テレワークセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
COMPASS 共同事業体 代表者 寶結株式会社 代表取締役 福岡広大	北九州市小倉北区魚町一丁目 1 番 9 号	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 3 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項及び第 1 1 5 条の 1 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 第 2 号及び第 1 1 5 条の 2 0 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 7 0 5 0 4 8 7 5	デイサービス 桜花（ほのか）	北九州市小倉南区山手三丁目 7 番 2 号	株式会社藤	令和 7 年 4 月 3 0 日

2 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 9 0 5 0 0 0 5 1	デイサービス センター貫の里	北九州市小倉南区大字貫 1 8 6 6 番地の 2	株式会社芝津会	令和 7 年 4 月 2 5 日
4 0 9 0 5 0 0 5 6 4	ニリエテラス ケア ちえずむ	北九州市小倉南区長野東町 5 番 3 3 号	株式会社エールアクティブ	令和 7 年 4 月 3 0 日

北九州市告示第 2 3 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	ココラボファーマシー	北九州市八幡西区穴生一丁目 1 7 番 2 1 号	令和 7 年 5 月 1 日
新	ココフル薬局穴生店		
旧	さわやか薬局	北九州市八幡西区萩原一丁目 1 0 番 6 号	令和 7 年 5 月 1 日
新	大賀薬局萩原店		

北九州市上下水道局公告第56号

一般競争入札により、借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和7年5月13日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

1 調達内容

- (1) 件名及び数量 北九州市上下水道局公用自動車借入れ及び保守業務契約（R7-2） 一式
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和8年2月11日から令和12年2月10日まで
- (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指示する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年

5月20日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

（１） 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区大手町１番１号

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

イ 期間 この公告の日から令和７年６月１６日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

（２） 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

（３） 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

（４） 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和７年５月２０日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争参加の申出書を北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課に提出しなければならない。

（５） 電送及び郵送による入札は、認めない。

（６） 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町１番１号

小倉北区役所庁舎西棟地下２階第一入札室

イ 日時 令和７年６月１７日午前１０時

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

（２） 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 1 3 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局広域・海外事業部広域事業課

〒 8 0 3 - 8 5 1 0 北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号

電話 0 9 3 - 5 8 2 - 3 1 4 1